

令和3年11月定例記者会見要旨

開催日時 令和3年11月24日（水）午前10時30分 302会議室

（市長あいさつ）

令和3年もあと1ヶ月をもって終了という時期になりましたが、記者各社の皆さんには諏訪市の報道等にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に対する諏訪市の緊急対策第6弾を12月の定例議会に提案しています。政府は、4月以降発出していた緊急事態宣言、まん延防止等重点措置について分析・評価を行った結果、9月30日でこれらをすべて解除しています。長野県においてもご承知のとおり、第5波について取り得る最大限の対策を講じることで収束させることができたとして、10月20日に全域の感染警戒レベルを1にして、現在もその状況です。このところ10日間連続で感染者0のカウントが続いています。諏訪圏域においては、一時期感染者数が増加したことから、酒類の提供を行う飲食店等に対して営業時間短縮の協力要請を行いました。市民、事業者の皆さんのご理解とご協力により現在の感染状況は落ち着いており、全県とともにレベル1です。

諏訪市としては、令和2年度に引き続き令和3年度においても、これまで緊急対策として第5弾まで講じてきました。今後、感染症の第6波に備えて、ワクチンの適正な接種を推進するとともに、飲食、宿泊等大変ダメージを受けた事業者への支援を充実させ、感染防止対策を講じた上で社会経済活動を早期に活性化させるため、令和3年度第6弾の緊急対策を講じます。

今回の事業を実施するための予算措置については、補正予算案として12月議会に上程します。市独自事業を10事業、国の補助事業2事業を計上しており、総額は2億5,626万円です。令和3年度の緊急対策の総額は9億8,265万円となります。令和2年度と3年度を合算すると、総額で79億2,571万円となります。第6弾の1つ目は、学校教育活動継続支援事業130万円です。学校教育活動を円滑に継続していくために感染症対策等を実施するための予算を拡充するもので国庫補助事業となります。2つ目は、子ども・子育て支援施設等における感染予防対策の強化で、これは新規の市独自事業で925万円を計上します。これは公立保育所における感染予防対策を強化するために、手洗器の自動水栓化等を進めるとともに、私立保育所の感染予防の強化に対して支援を行うものです。3つ目の学校施設における感染予防対策の強化も新規事業の市独自事業で、801万円を計上し、学校施設の手洗器の自動水栓化を進めます。4つ目は、中小企業制度資金の支援強化として市独自事業で3,000万円を計上します。感染症の影響が長期化する中で、制度資金の融資実行期間を令和3年度末まで延長したことに伴い、市の制度資金に関わる信用保証料の補給金を追加するものです。5つ目は、商店街等の活性化に向けた取組に対する支援で、市独自事業で260万円です。商店街等の活性化を図るために自主的に実施する誘客イベントに対する支援で、商工会議所のグループ販売促進イベントへの負担金となります。これによって、商店街への客足を

取り戻したいと考えています。6つ目は、新型コロナ対策事業者リフォーム補助金の400万円です。市独自事業ですが、感染症に係る事業者のリフォーム補助金の利用が好調で希望もあるため予算枠を拡充します。7つ目は、中小企業等への事業継続の支援・積極的な事業展開に対する支援として市独自事業で500万円を計上します。これは新製品開発など前向きにチャレンジする事業者を支援するため、新技術・新製品開発費補助金の予算枠を拡充します。もうすでにかなり拡大をしてきましたが、こうしたコロナ禍でも積極的に挑戦している企業があるということ大変嬉しく思い、支援をしていきたいと追加しました。8つ目は、宿泊施設誘客支援事業 おいでなして！すわ泊お宿割です。これも市独自事業で6,600万円を計上します。誘客対象地域の拡大も視野に入れながら宿泊料金の割引実施期間を延長していく必要があるととらえてこの予算で計上しました。期間は来年3月末までになります。9つ目は、路線バス運行費補助金143万円で、新規の市独自事業になります。地域公共交通の確保及び維持を図るために、市民の日常生活に不可欠な路線バスの運行事業者に対して路線が跨る岡谷市、下諏訪町、茅野市、諏訪市の4市町において補助金を交付し、バス運行の継続を支援するものです。10番目が、新型コロナウイルス拡大防止協力店支援金です。市独自の新規事業として3,438万円を計上します。県の要請に応じて営業時間の短縮に協力をいただいた対象事業者に対して、県の協力金に上乗せをして支援金を支給するものです。経済的にダメージを受けた飲食店さんが営業時間短縮に協力していただいたということで、市としても支援したいと思います。11番目は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の拡充です。これは国庫補助事業で7,204万円を計上しました。追加接種（3回目）の方針が示されたことから接種体制の確保を行い、準備が整い次第、順次接種を進めるための予算です。詳細については後ほど説明します。12番目が市役所業務スマート化の推進で、新規の市独自事業で2,225万円を計上しました。感染症を契機として、行政事務の効率化や市民サービスの向上を目的とした統合型・公開型地理情報システム（GIS）の整備のための資金として計上します。

今後も、市民や事業者の皆さんの声をしっかりと聞きながら、コロナ感染症の防止対策や事業者の支援などの取組を躊躇なく進めていきたいと考えています。

今、国からメッセージが出ており、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給事業で5万円の給付が予定されています。プレスリリースをお配りしていますが、12月の市議会に追加提案をすることにしていきます。令和3年9月分の児童手当の支給を受けている方、あるいは平成15年4月2日以降生まれの児童を養育している方で令和2年の所得が児童手当における所得制限額に準じた額を超過しない方、この要件を満たす方たちに対し、児童1人当たり5万円を支給します。年内の支給開始を準備しています。

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種についてですが、当初から希望する市民の皆さんに対して11月末までに1回目、2回目の接種を終了することを目標として取り組んできました。現状を申しますと、11月21日現在の接種率は、12歳以上の人口比では86.3%が、全人口比では78%が接種を完了しており、当初目標の7割を大きく上回ることができ

ました。11月30日で1、2回目の接種に関わる事業は一区切りとなり、清水町体育館での集団接種会場は11月20日で終了となりました。

現在は、追加の3回目接種の枠組みを構築しているところです。追加接種は、1、2回目の接種完了後、8ヶ月に至る前に順次接種券を予診票とともにお送りする段取りになっています。接種会場について、集団接種は諏訪赤十字病院にお願いをしました。コールセンターまたはインターネットで予約を受け付けることができます。また、市内の各医療機関で個別接種も同時に行っていただけます。医療機関に直接電話等で予約をお取りいただくことができます。最新の情報については市のホームページに掲載しますので確認をお願いします。まず12月からは医療従事者の皆さんに対して、その後高齢者の方、あるいは基礎的疾患のある方など1、2回目に優先的に接種を行われた皆さんに対して順次案内を送付します。1、2回目の接種の経過を見る中で、ピークは3月から5月になるだろうと予測していますが、ご協力いただく皆さんにご理解をいただきながら、安定した接種が進められるよう担当課とともに気配りをしているところです。新たに12歳以上になれる方もいらっしゃる、皆さんに順次ご案内をしますので注視していただきたいと思います。

お手元に12月18日の市制施行80周年記念式典の資料をお配りしました。招待者は諏訪圏域内の関係者の方々を基本として、一部圏域外の方をお招きしますが約200名を予定しています。市制施行80周年記念市長表彰や公募によって作成しましたPR用のロゴマーク、キャッチコピーの最優秀賞受賞者の表彰や80周年記念市長表彰特別賞も予定しています。若手職員が中心になって作成した80周年記念動画の放映も行います。さらに、「みらいポスト～20年後のあなたへ～」として市民の皆さんからお手紙をお預かりしており、20年後にその手紙が届くという事業のポストの封緘イベントをします。このようなメニューで市制施行80周年をお祝いしたいと思っています。姉妹都市の市長さんたちからもメッセージをいただいております。そうしたご紹介も行いたいと思います。節目となる式典を一度延期しましたが、今年のうちにはできることを大変嬉しく思っています。

先日、経済界の皆さんとお顔を合わせる時がありました。やはり飲食店、宿泊、バス、タクシーといった一部の業界がしわ寄せを受けていた経済的なダメージですが、現状コロナ感染も安定していることから、先ほど部長会議で市の職員に対してマスクや手洗いやソーシャルディスタンスなど基本的な対策をしっかりと行ったうえで、人数等工夫をしながらぜひ市内の飲食店を利用して支援の協力をしてほしいと伝えたところです。市民の皆さんにも感染対策をしっかりといただきながらという条件付きですが、ぜひ年末から年始にかけてご利用いただきたいと思います。

(健康福祉部長補足)

市長から説明があったワクチン接種期間の関係の補足ですが、3回目の追加接種が始まるということで、ワクチンを接種する特例臨時接種の期間が現行の令和4年2月28日までだったものが延長され、令和4年9月30日までとなっています。9月末までに3回目の接種を終わらせるためには、1月中に2回目の接種を終わりにしていただきたいと思いますということになり

ます。

(12月の日程説明等)

○中洲小学校児童クラブ棟整備事業お披露目式

12月2日(木) 午前9時30分 中洲小学校児童クラブ棟

○中学生の「税についての作文」表彰式

12月13日(月) 午後4時30分 大会議室

○市制施行80周年記念式典

12月18日(土) 午前10時00分 文化センター

○SUWAデザインプロジェクト最終発表会

12月19日(日) 午後2時00分 マリエール諏訪

○霧ヶ峰スキー場開き

12月25日(土) 午前9時30分 霧ヶ峰スキー場

○教育委員会関係12月行事予定

記者との質疑応答

○新型コロナウイルスワクチン接種について

(記者) 3回目接種について接種体制はこれまでと同様か。集団接種会場が清水町体育館から諏訪赤十字病院に変更した理由を聞かせてください。

(市長) 高齢者の方たちの接種が2月から始まりますが、大変寒い時期です。体育館の暖房も限界があります。高齢者の方たちは若い方たちに比べて滞留時間が長くなることなども考慮して、清水町体育館では課題があると判断して閉じました。それに代わる接種会場として諏訪赤十字病院のご協力をいただくとともに、できることならば、かかりつけ医の先生にも相談していただきながら個別接種もご利用いただきたいという思いでこうした体制に変更しています。

(健康福祉部長) 高齢者の方たちは2月後半から3月、4月と接種が始まっていく中で、清水町体育館でやっていくことは寒さなど違った危険性もあると考え、そこを回避するために諏訪赤十字病院に集団接種をお願いしています。また個別接種についても、各医療機関にお願いをしていますが、インフルエンザをはじめ一般の感染症の予防接種があるためワクチンの管理も非常に大変になってきます。そういった中、11月17日に国の方から説明があり、それ以降医師会、諏訪赤十字病院、薬剤師会等と調整をしながら、今週中には一番最初に接種を受ける方の接種券を配送する予定です。このタイトなスケジュールの中で接種体制については確認をしながら、案内の方でしっかりとお伝えしたいと思っています。したがって、現状では冬場の期間については、清水町体育館の接種が諏訪赤十字病院に移りま

す、ということです。2回目を考慮しなくてよいので、時間などを制限しながら行っていきたいと思っています。

○原油価格の高騰への対応について

(記者) 原油価格が高騰している中で、国の方も補助金を出したり、という話がありますが、市独自に上乗せで補助金を出すなどの検討はされているか。

(市長) 現在その予定はなく、国が対応を考えていると思いますが、今日の新聞報道でもアメリカや関連する数カ国が備蓄を放出するという話もあります。それによって価格が下がるかどうかというのはまだわかりません。産油国がそれによってさらに産出量を減らした場合にはさらなる高騰になる可能性もありますし、その辺の見極めは非常に難しいと思います。国もどのような対応をとるのかということはまだ決めていない中で5万人規模の自治体として対応するというのは時期尚早だと私はとらえています。ただ、この原油の高騰は社会全般が影響を受け、その中で経済的に困窮している家庭などから悲鳴が上がるのではないかと推測されます。そうした中で、子育て世帯には、ここで5万円の支給も準備されています。それをもって代えるということではありませんが、補助の仕方についてどのような支援が適切であるのかということについても十分に吟味する必要があると思います。国、県の動向もしっかりと見極めながら考えたいと思っています。

(記者) 長野県は全国に比べてもかなりガソリン価格が高く推移している状況なので、困窮されている方は生活の面で打撃を受けるとは思います。

(市長) これは産業界も同じです。原油の高騰と円安のダブルパンチでいろいろなところから大きな影響があるということはメッセージとして聞こえてくると予測をしています。県や関係する皆さんと情報を共有していきたいと思っています。

○訴訟について

(記者) 先日体罰の関係で訴訟がありましたが、市長の受けとめを伺いたい。

(市長) 訴訟を受けた立場です。体罰があったということについては、教育委員会も認めるところなので、そのことについては私の立場からお詫びを申し上げるべきことだと思います。しかし、訴えられた訴訟の内容については、認識に大きな乖離があることから裁判の中で扱っていくべきことと認識をしていますし、原告がまだ未成年ということもありますので、コメントは慎重にさせていただきたいと思っています。誠意をもって対応していきたいと思っています。

○御柱祭について

(記者) 先日、御柱祭のガイドラインが公表されて、その中で諏訪地域以外の人は訪れるのを遠慮いただきたいというような内容がありました。観光への影響もかなり大きいのではないのかという心配もありますが今回のガイドラインへの受けとめを伺いたい。

(市長) 発表翌日の新聞報道が各社によって違いがあり、見出しの書き方や内容について大いに誤解を招くものがあったと認識しています。上社・下社の安全対策実行委員会から当日に配布された内容を我々も受け取っています。表現が難しかったのかもしれませんが、大いに誤解を招く見出しや書き方でありました。全県では令和4年は善光寺の御開帳から始まり、飯田お練りまつり、穂高神社、北向観音など一斉に大きなお祭りを盛り上げていきたいと思いますという中にあり、諏訪圏域外からの観客はお断り、のような印象を持たれていたということで、知事はじめ県行政の部局長や19市の市長、関連する団体からもどうということだという反響がありました。これは早く修正しなければいけないということを感じ、知事等県の関係する皆さんには副市長と確認を整えながら連絡を入れつつ、また19日に県の市長会がありましたのでその場でも私の方から正しい理解について説明をしました。安全対策実行委員会は、氏子の総代や役員や柱につく人や曳子や木遣り衆などの祭りを催行する人たちの安全対策をつかさどることが主です。その方たちに対する基準を発表しなければならなかったということです。そして祭りの主催者にもなるので、観光客の皆さんへということでは祭りの中に規制線が張られることとなります。今まではお客さんにも小綱をお渡しして一緒に引っ張ってもらうようなことは通例であるわけですが、今回に関しては諏訪圏域外の方の規制線の中への立ち入り及び観覧はお控えください、となりました。これはどういうことかという、諏訪圏域内に住所がある方はほとんどすべて氏子という認識になります。これは近隣地区の皆さんが参加者を取りまとめたりすることになってくるので、認識としてそういう書き方になったということです。また、発表の中身には感染状況に応じてこの基準は随時見直しをかけるということが書かれていることと、観光客のために観覧席が用意されます。上社の木落しはまだ予定がないということですが、下社の木落し坂には観光客用の観覧席も設けられる予定で進んでいますが、そうした皆さんに対しては長野県あるいは観光協会等が別途定める感染対策基準を遵守してくださいというメッセージが書かれています。こうした切り分けが十分にされないまま大きな見出しだけ一面に出たため反響がものすごく大きかったと思います。機会を見つけながら正しい認識を順次また鋭意努力しつつ、皆さんにお伝えしていきたいと思います。観光客の皆さんに普段も観光地に入ってきていただいて、御柱は地域の観光振興という意味でぜひ盛り上げたいという思いもあるので誤解のないように努めていきたいと思います。

(記者) 積極的に来てほしいとまでは言えないけれども、感染状況に応じて市としても御柱祭を発信していきたいということですか。

(市長) 祭りでは柱の周りについて引っ張ったり木遣りをやったり様々あります。今までは観光客の皆さんも混じられたのですが、感染状況が今の段階においては安全対策実行委員会としては、その中で一緒に混じってということは控えていただきました。

いという状況です。先ほど申し上げたとおり、感染状況によっては見直すと言っています。祭りが成功する、しないは安全であったかどうかということが一番大事だと思いますし、私も事故のない安全な祭りとして収まってほしいという気持ちがあるので、安全対策委員会の発表するルールは尊重しなければならないものと認識しています。その上で、規制線の外においてはまた別の一般の感染対策ルールが発表されるので、それをしっかり守っていただいた上でたくさんの皆さんに来ていただいてお祭りを感じていただくということを期待しています。

(記者) 規制線の外側では基本的に県外から来られても問題ないという考え方でしょうか。

(市長) それは感染状況に応じてという意味です。すべて問題ないというもまたこれも誤解を生みます。感染状況に応じた対応が発表されていますので、それに従っていただく分にはお越しいただいて構わないと思います。

(副市長) 今回示されたガイドラインは、上社は安全対策実行委員会という名前で、下社は三地区連絡会議という名前で、氏子の総代の皆さんを取り仕切る主催者たる上社下社のトップの皆さん方が発表されたガイドラインです。このガイドラインの善し悪しを我々は言っているわけではありません。このガイドラインをどう読み取るかというところにおいて、取り上げられた新聞社によって見出しの作り方が少し違ったというところを市長は申しているわけです。このガイドラインの中に、大きく分けて御柱祭の参加者の皆さんはこうですよという括りと、諏訪圏域以外から来訪されるお客様はこうですよという2つの括りがありました。このうち諏訪圏域以外から来訪されるお客様は誰を指すかということですが、それぞれの代表の方に確認したところ、観光を目的にお越しになる方に対するメッセージであるということです。例えば、普段東京に住んでいて、上社の氏子で御柱祭の時は諏訪に戻ってきて、氏子として参加する方もいるわけです。この人たちは、御柱祭参加者の括りとして考えられているということです。観光客の人たちに対して何を言っているかという、すべての祭事に立ち入り及び観覧をご遠慮いただきたいとお願いすると言っています。ここが見出しに大きく取り上げられたところです。ただこの立ち入り、観覧というのが、御柱の曳行路に立ち入っての観覧をご遠慮いただきたいという趣旨であって、遠くから御柱が曳かれていく様子をご覧になることを遠慮していただきたいと言っているわけではないということです。例えば企業の皆さん方は、会社のお付き合いの皆さん方を外からお客さんとして招いて、自分の社屋から曳行路が見え、そこからご覧いただくというようなことはいくらかもあるわけです。この記事はそういった方々も来るなということなのかという声がたくさん寄せられたというのが実情です。ですので、曳行路に立ち入って観覧することはご遠慮いただきますが、それ以外の観覧については、それぞれ席を設置する設置者のガイドラインに沿って観光客の方にはお越しいただければというまとめとなっています。

(記者) 一般の方の感染対策ルールを新たに別途作るということですか。

(市長) 今でも長野県が出している情報があります。今、県内は警戒レベル1ですが、マスクなどの感染対策をちゃんとやってくださいというメッセージが出ています。それがまず基準になると思いますが、さらにお客さんを招いている事業者の皆さんや募集をされた代理店の皆さんなどが感染状況によってルールを定められると思うので、そうしたルールに従ってくださいということです。あくまでも安全対策委員会は、祭りに関わる人たちに対しての安全基準をまず発表したということです。

(記者) 諏訪圏域の中で一般の方や観光客に向けてもガイドラインみたいなものを策定するのでしょうか。

(副市長) ガイドラインですが、上社、下社が示したガイドラインの冒頭にあるように、感染対策の基本は県が定める感染防止ガイドラインが基本です。なので、どのガイドラインかというのは県のガイドラインです。ただこれから下社の木落しの観覧席を下諏訪町実行委員会さんが作るとするならば、そこで設置者たる下諏訪町実行委員会が基準を作るでしょうし、企業の皆さんが外からお客様を呼ぶとしたら、その企業の中でそういった基準が定められて会社の中で統一されていくでしょうし、それは今我々がどのガイドラインをどう作るというものを申し上げるものではないと思います。

(記者) レベル4以上になった場合は相当厳しい規制をかけるという趣旨であったと思います。今の話では曳行路以外だったら諏訪圏域外から来て見ただけでもOKですよという話だと思いますがこれはレベル4以上でもそういうことか。

(副市長) 違います。レベル4に上がれば県のガイドラインで外からの移動が当然制限されてくるので、その時はそちらに従うということになります。今私が申し上げているのは、現状のような感染状況の時というところです。

(市長) 感染状況によってこのガイドラインは見直されるということが書いてあります。したがって感染状況によってはこのガイドライン自体も見直しが行われるでしょうし、もちろん県から発表される感染対策もレベルが上がってくるということ。まん延防止等重点措置が出るかもしれませんし、緊急事態宣言が出るかもしれませんからそれに応じて祭り自体も変化するということだと思います。